

3 申告に必要なもの

下記をチェック☑しながら確認しましょう

必要な人	必要なもの	チェック
全 員	申告書（会場に様式の用意あり）	<input type="checkbox"/>
	マイナンバーを確認できる書類（①または②） ①マイナンバーカード ②次の(a)～(c)のいずれか+本人確認ができる書類（運転免許証など） (a) マイナンバー通知カード ※記載事項に変更のない場合のみ有効 (b) マイナンバー記載の住民票の写し (c) 住民票記載事項証明書 ※扶養親族などのマイナンバーに関する書類は不要 ※郵送する場合は書類の写し（マイナンバーカードは両面）を添付 給与所得、公的年金などの源泉徴収票または事業主の支払証明書	<input type="checkbox"/>
以下は対象者のみ必要です		
事業または不動産所得がある人	収支内訳書・所得計算に必要な帳簿書類など	<input type="checkbox"/>
農業所得がある人	収支内訳書 ※農地の賃貸による小作料収入（現物支給を含む）がある場合は、農業所得と分離し、不動産所得としての申告が必要	<input type="checkbox"/>
保険に入っている人	生命保険料・地震保険料などの納付額証明書	<input type="checkbox"/>
社会保険料控除を受ける人	・市が送付する「納付額のお知らせ」（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料） ・日本年金機構が送付する社会保険料控除証明書（国民年金保険料）など	<input type="checkbox"/>
障害者控除を受ける人	障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など	<input type="checkbox"/>
寄附金税額控除を受ける人	領収書、受領書	<input type="checkbox"/>
医療費控除を受ける人	医療保険者が発行する「医療費のお知らせ」など、医療費の明細書	<input type="checkbox"/>
セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける人	・セルフメディケーション税制の明細書 ・令和5年に行った健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診などの証明書類（写し可）	<input type="checkbox"/>

確定申告のご案内

■問合せ…高田税務署（☎025-523-4171）

●申告会場

所得税、個人消費税、贈与税の申告と相談を受け付けます。
申告書は、原則、スマートフォンから自身で作成します。

ところ	とき（土・日曜日、祝日を除く）	対象
高田税務署	令和6年1月22日☺～2月15日☺	【受付時間】 午前9時～午後4時 ※混雑状況によっては、午後4時前に終了する場合があります
	2月1日☺～15日☺	所得税の還付申告 贈与税の申告
市民プラザ	2月16日☺～3月15日☺ ※高田税務署では相談を受け付けません	全て

自宅から確定申告ができます（e-Tax）

申告会場に行かなくても、マイナンバーカードで自宅から24時間いつでも確定申告ができます（カード読み取り対応のスマートフォンが必要）。



所得税の確定申告(国税庁)



マイナポータル連携特設ページ(国税庁)

市・県民税の申告と相談

■問合せ…税務課（☎025-520-5650）または各総合事務所

令和6年度の個人市民税・県民税（令和5年1月1日～12月31日の所得分）の申告と相談を受け付けます。

1 市・県民税の申告が必要な人

- 令和6年1月1日現在で、市内に住所があり、所得税の確定申告をしない人で、次のいずれかに該当する人
- ・事業所得、不動産所得、総合課税の対象となる配当所得、一時所得、その他雑所得などの所得があった人
- ・給与所得があり、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人（勤務先に要確認）
- ・年末調整や公的年金などの受給者で、扶養親族等申告書の内容変更や各種控除を追加する人
- ・令和5年中に所得がなかった、または遺族年金や障害年金などの非課税所得のみがあった人（市内在住の人の税法上の扶養親族を除く）



確定申告は高田税務署開設の申告会場（市民プラザ）へ

青色申告、不動産・株式の譲渡所得、雑損控除、1年目の住宅借入金等特別控除、営業所得の申告相談会場は、市民プラザです。

2 市・県民税の申告日時と会場

出張申告相談

▶受付時間…午前9時～11時30分、午後1時30分～4時

開設日	会場	開設日	会場
2月2日☺	午前 中ノ俣地区多目的研修センター	2月8日☺	午前 谷浜地区多目的研修センター
	午後 中ノ俣地区多目的研修センター		午後 レインボーセンター
2月5日☺	午前 北諏訪地区公民館	2月9日☺	午前 カルチャーセンター
	午後 保倉地区公民館		午後 八千浦交流施設 はまぐみ
2月6日☺	午前 津有地区公民館	2月13日☺	午前 福祉交流プラザ
	午後 ファームセンター		午後 新道地区多目的研修センター
2月7日☺	午前 三郷地区公民館	2月14日☺	午前 和田地区多目的研修センター
	午後 高土地区公民館		午後 ラーバンセンター

市役所などでの申告と相談

※会場での混雑を避けるため、郵送での提出にご協力をお願いします

▶申告期間…令和6年 **2月16日☺～3月15日☺**（土・日曜日、祝日を除く）

▶会 場

合併前上越

市役所木田第一庁舎 202会議室
（午前9時～11時30分、午後1時～4時）

13区 ※日時など詳しくは総合事務所だよりを参照

- ・安塚区総合事務所
- ・浦川原区総合事務所
- ・大島コミュニティプラザ
- ・牧区総合事務所
- ・柿崎コミュニティプラザ
- ・大潟コミュニティプラザ
- ・頸城コミュニティプラザ
- ・吉川保健センター
- ・中郷区総合事務所
- ・板倉コミュニティプラザ
- ・清里コミュニティプラザ
- ・三和区総合事務所
- ・名立区総合事務所



申告期間中、各会場の混雑状況を市ホームページでお知らせします